

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書

平成30年3月末をもって主要農作物種子法（以下、「種子法」という）が廃止された。種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものである。

島根県はこれまで種子法に基づき米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、地域にあった優良銘柄を開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たし、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなる例が諸外国で発生している。本県の主力農産物である米についても、種もみの価格上昇や品質低下を招くのではないかとの懸念が現場に広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまで通りの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年7月4日